

みなさまへ

注意!

その解体工事の発注先 許可又は登録がありますか？

建築物等の工作物の解体工事を受注する事業者(下請業者を含む)は、**原則、建設業法に基づく許可等**が必要です。

工事を発注される場合は許可等の有無を必ずご確認ください。

解体工事を業とする場合に必要な主な許可等

1	営業所を設ける都道府県知事の 建設業法に基づく「 解体工事業 」等の許可
2	業を行う区域を管轄する都道府県知事 の 建設リサイクル法に基づく「 解体工事業の登録 」

えっ！東京都の登録じゃ
横浜市内で解体工事を請け負えないの？！
神奈川県の登録が必要！
請け負える規模も許可と登録で違うの？！
あの契約大丈夫かな・・・



【建設業法に関するお問合せ先】 神奈川県県土整備局建設業課

- ・ 横浜駐在事務所建設業審査担当（許可申請、各種閲覧等）
045-313-0722
- ・ 調査指導グループ（指導監督処分）
045-285-4245